

道路工事関係技術便覧（第六版）の利用について

道路及びこれに係る構造物の設計は、道路構造令、各種示方書及び技術指針等の基準に準拠しているところですが、道路工事は、地形・地質条件等の現場条件が複雑で全て条件が異なるため、諸基準の趣旨を正確に把握し、適正な運用を行うことは必ずしも容易でなく、設計担当者によって設計条件等の判断に差異が生じ、結果的に設計・施工に問題を残すことも少なくありません。

このため、鳥取県では、設計担当者による判断の差異をなくし、適正に設計・施工が行われることを目的に、各種基準、示方書、技術指針及び諸通知等の規定を分かり易く「道路工事関係技術便覧」としてとりまとめ、昭和59年3月に初版を発行し現在に至っています。

今回、道路構造令、道路橋示方書を始めとする諸基準等の改訂に伴い、技術基準の改訂を中心に内容を見直し、10年ぶりに第六版を発行する運びとなりました。

しかしながら、本便覧が示す内容は、各種基準、示方書、技術指針及び諸通知のうち、一般的な構造物を対象に一般的な考え方をとりまとめ、事業執行にあたって留意すべき点を示したものにすぎません。

このため、特殊な構造物、特殊な設計条件等の場合はもとより、一般的な場合にも必ずしも本便覧だけでは十分でなく、参考とした各種基準類を参考に各現場の実態に即した設計・施工を行う必要がありますので、この便覧を足がかりとしてより適切な対応を行うことができるよう、一層の研鑽に心がけてください。

なお、本便覧発行後において、これら基となる各種基準、示方書、技術指針及び諸通知等が改正になった場合、本便覧の規定を読み替えるものとします。